

広報

2018
(平成30年)



the most beautiful
villages in japan

曾爾

そに

10



ふりかえり 再発見!!

9月15日(土)曾爾中学校において「第12回 曾爾小中学校合同体育大会」が開催されました。

秋雨前線の影響で天候が心配されましたが、小・中学生が元気いっぱい練習の成果を発揮しました。

平成29年度決算 P2

議会だより P5

むらの話題 P6
近畿農政局長が来村、クリーンアップキャンペーンin曾爾
2018、親子社会見学 ほか

お知らせ P8
納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!
患者等搬送乗務員基礎講習及び定期講習のご案内、
災害による被害者に対する村税等の減免について ほか

みんなの広場 P16
ほけん事業予定表 ほか

平成29年度決算

歳入 28億325万円

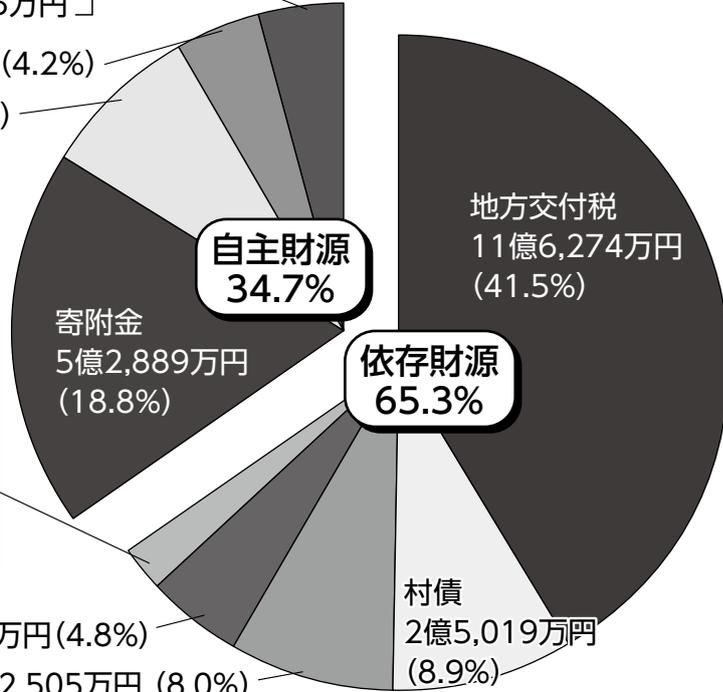
● 一般会計

その他	1億842万円(3.9%)
繰入金	5,188万円
諸収入	3,619万円
使用料及び手数料	1,319万円
分担金及び負担金	561万円
財産収入	155万円

村税	1億1,690万円(4.2%)
繰越金	2億1,788万円(7.8%)

その他	5,840万円(2.1%)
地方消費税交付金	2,427万円
地方譲与税	2,348万円
自動車取得税交付金	776万円
配当割交付金	122万円
株式等譲渡所得割交付金	122万円
利子割交付金	32万円
地方特例交付金	13万円

県支出金	1億3,478万円(4.8%)
国庫支出金	2億2,505万円(8.0%)



● 主な事業

平成29年度決算が8月の決算監査を経て、9月の村議会定例会で認定されました。
 一般会計決算では、実質収支が4,555万円の黒字となりました。

【総務費】

- ・路線バス維持対策事業
- ・大字活性化交付金事業
- ・地方創生拠点施設整備交付金事業
- ・曾爾村農林業公社運営事業
- ・地域おこし協力隊事業
- ・公共施設整備基金積立金
- ・ふるさと納税推進事業



漆復興拠点施設

【民生費】

- ・臨時福祉給付金事業
- ・高齢者移動支援事業
- ・人権啓発推進事業
- ・障害者自立支援事業

【衛生費】

- ・福祉医療費助成事業
- ・児童手当給付事業
- ・曾爾保育園運営事業

【農林商工費】

- ・東宇陀環境衛生組合負担金
- ・宇陀衛生一部事務組合負担金
- ・健康増進、がん検診事業
- ・粗大ごみ金属類等収集委託事業
- ・し尿収集運搬業務委託事業
- ・地籍調査事業
- ・有害鳥獣駆除事業
- ・中山間地農業ルネッサンス事業
- ・施業放置林整備事業
- ・美しい森林づくり基盤整備事業
- ・獣害につよい里山づくり事業
- ・農山漁村地域整備交付金事業
- ・観光事業



トマト選果機導入助成

●普通会計決算

会計名	歳入	歳出	翌年度 繰越財源	実質収支
一般	28億 325万円	26億 4,569万円	364万円	1億 5,392万円
住宅新築資金 等貸付事業	228万円	1億 1,065万円	—	▲1億 837万円
合計	28億 553万円	27億 5,634万円	364万円	4,555万円

●特別会計決算

会計名	歳入	歳出	翌年度 繰越財源	実質収支
国民健康保険 (事業勘定)	2億 9,404万円	2億 5,358万円	—	4,046万円
国民健康保険 (直診勘定)	1億 2,721万円	1億 2,710万円	—	11万円
簡易水道事業	1億 5,382万円	1億 5,277万円	—	105万円
介護保険	2億 6,918万円	2億 6,685万円	—	233万円
後期高齢者 医療	2,952万円	2,925万円	—	27万円

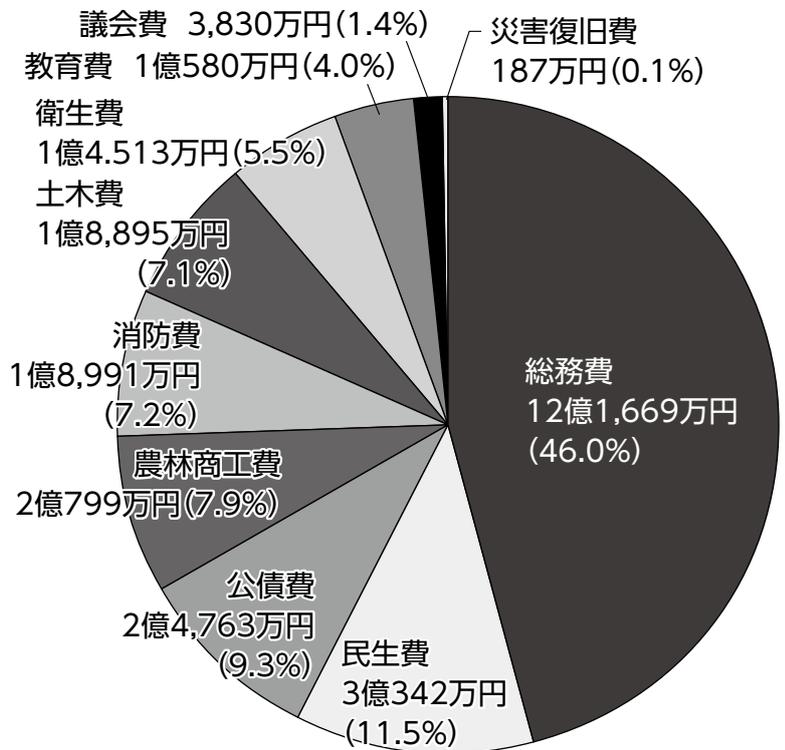
●財産の状況

財産の種類	平成29年度末現在高
土 地	3,739,067㎡
建 物	33,918㎡
有 価 証 券	54万円
出 資 に よ る 権 利	2,562万円
債 権	400万円
基 金	22億2,920万円

(基金の内訳)

基金の種類	平成29年度末現在高
財 政 調 整 基 金	9億2,770万円
減 債 基 金	8,847万円
学 校 校 舎 改 修 基 金	3,008万円
ふるさと創生事業基金	1億7,847万円
ふるさと水と土保全基金	1,029万円
地 域 振 興 基 金	1億2,842万円
公 共 施 設 整 備 基 金	6億4,066万円
ふるさと元気推進基金	1億6,722万円
国民健康保険財政調整基金	2,111万円
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,393万円
観 光 施 設 等 整 備 基 金	2,185万円
安全安心の村づくり基金	100万円

歳出 26億4,569万円



- 〔土木費〕**
 - ・村道小長尾線改良事業
 - ・村道亀山線等舗装補修事業
 - ・橋りょう
 - ・定期点検事業
 - ・公営住宅等長寿命化改修事業
- 〔消防費〕**
 - ・奈良県広域消防組合負担金



曾爾村防災センター

- 〔災害復旧費〕**
 - ・農地災害復旧事業
- 〔教育費〕**
 - ・防災資機材等備蓄施設整備事業
 - ・外国人教員招致事業
 - ・複式学級解消事業
 - ・スクールバス購入事業
 - ・曾爾の獅子舞300年祭補助事業
 - ・伊勢本街道整備事業
 - ・放課後児童健全育成事業

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します

この財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）は、地方公共団体の財政が悪化した場合、早期に健全化することを目的に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき設けられたものです。

本村の数値は、どの財政指標においても早期健全化基準を下回り、財政の健全性を示しております。引き続き、財源の確保を図るとともに、行財政改革に積極的に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。

○健全化判断比率 （単位：％）

	曾爾村の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.0	20.0
連結実質赤字比率	－	20.0	30.0
実質公債費比率	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	－	350.0	

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「－」の表記となります。

○資金不足比率 （単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－	20.0

※資金不足とならない場合は、「－」の表記となります。

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要】

この法律は、地方公共団体における財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として制定されました。

この法律では、以下のようなことが定められています。

- (1) 毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。
- (2) 財政の早期健全化や財政の再生のため、健全化判断比率の値が一定の基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析結果を踏まえ、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の早期健全化に努めることとなります。

『早期健全化基準を超えた場合』

健全化判断比率である4つの比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、議会で議決を得た後、ただちに住民に公表するとともに、知事に報告しなければなりません。

『財政再生基準を超えた場合』

将来負担比率を除く3つの比率のうち一つでも財政再生基準以上になった場合、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し議会の議決を得て、総務大臣に同意を求めます。同意を得ていないときは、災害復旧事業等を除き地方債の発行ができなくなります。事実上、国の管理の下、財政の再生に取り組むこととなります。

- (3) その他、財政健全化計画等の策定の場合には、外部監査を求めなければならないこととされています。
- (4) 公営企業についても、毎年、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとなり、一定基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととなります。

議会だより

平成30年第3回曾爾村議会定例会は、9月11日から同月20日までの10日間の会期で開かれ、20日に閉会しました。

主な議案と審議結果

行政報告

○平成29年度財政健全化判断比率の報告について

専決処分

□平成30年度曾爾村一般会計補正予算(第3号)

・既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ41,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,355,127千円となりました。
処分内容は、台風12号による災害復旧事業を緊急執行するためのものです。

計画の変更

□曾爾村過疎地域自立促進市町村計画の変更について

・曾爾村過疎地域自立促進市町村計画の本文を変更し、観光レクリエーションの事業内容に「クラインガルテン曾爾長寿命化事業」と「サンビレッジ曾爾長寿命化事業」を追加し、水道施設簡易水道の事業内容に「生活基盤近代化事業」を追加するものです。

条例

□曾爾村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定

・介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が、県から市町村に委譲されたことに伴い、制定するものです。

補正予算

□平成30年度曾爾村一般会計補正予算(第4号)

・既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ153,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,509,064千円となりました。
主な内容は、職員の人事異動等による人件費の減額補正、サンビレッジ曾爾修繕事業115,236千円の増加、ふるさと納税事業23,050千円の増加、災害対策備蓄品購入事業4,172千円の増加、村道法面復旧工事測量設計業務委託料4,947千円の追加など、増額補正するものです。

□平成30年度曾爾村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

・既定の事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ9,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ249,342千円となりました。
主な内容は、平成29年度の精算に伴う療養給付費負担金等の返還金によるものです。

・既定の直営診療施設勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ766千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ146,863千円となりました。
主な内容は、職員の新規採用による人件費の増額等によるものです。

□平成30年度曾爾村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

・既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ48千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ137,148千円となりました。
主な内容は、起債の充当率の変更に伴う財源補正によるものです。

□平成30年度曾爾村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

・既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ432千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ33,332千円となりました。
主な内容は、後期高齢者医療システムの改修費用によるものです。

決算認定

□平成29年度曾爾村歳入歳出決算6会計(一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)の認定。

・仲子勝明代表監査委員の監査報告の後、議会常任委員会(予算決算委員会大向重信委員長)に審査が付託され、原案のとおり認定されました。

教育委員会委員の任命同意

・曾爾村小長尾 大向美保氏

人権擁護委員の推薦

・曾爾村塩井 佐田壽子氏
・曾爾村長野 田中稔一氏

決議

・2025年国際博覧会の誘致に関する決議

審議結果

計画の変更、条例、補正予算、決算認定、専決処分、同意案件など、全員賛成で原案のとおり可決、認定、同意、決議されました。

一般質問

3名の議員から6つの質問がありました。質問の主題は次のとおりです。詳細は次月号に掲載します。(発言順)

- 1番 大向重信 議員
①台風12号による被害状況と復旧に向けた対応について
- 2番 村道小長尾線改良事業について
- 6番 堂浦鶴清 議員
③防災訓練の充実と被災者支援について
- 8番 木治正人 議員
④災害時避難所の検証と対策について
⑤災害復旧事業にかかる分担金の検討及び村税・国保税の軽減について
⑥掛カブにおける交通安全対策について

近畿農政局長が来村／焼酎醸造所の見学、協力隊員などとの意見交換を実施

8月20日(月)に近畿農政局・神山修局長を初めとして近畿農政局及び近畿農政局奈良支局より計6名の職員の方々が来村されました。近畿農政局では、管内の市町村で先進的に取り組まれている事例の現場視察を行っており、今回、地方創生の一環で農林業公社による米・野菜のブランド化事業や農林業者の担い手育成、地域イノベーション事業などに取り組む曽爾村を選出頂きました。

当日は、米焼酎醸造所と曽爾高原ファームガーデンへの現場視察と意見交換会が行われ、その後、村の取組紹介や地域おこし協力隊3名との意見交換会が行われ、神山局長からは、「地域の皆さんが非常に生き生きと活動している姿が印象的だ。今後国としても曽爾村の取り組みを応援していきたい」との言葉を頂きました。



焼酎醸造所を見学



地域おこし協力隊員との意見交換



村長との意見交換

クリーンアップキャンペーンin曽爾2018

去る8月26日(日)に「クリーンアップキャンペーンin曽爾」が開催されました。

曽爾村の景観、自然環境を守るため約70名の方が村内の清掃活動に参加いただきました。村民の美化活動、観光客の方々のマナー向上などによりゴミは年々減っています。

日本で最も美しい村として全国、世界に発信していくために、これからも皆さんのご協力宜しくお願いします。

早朝より参加して下さった皆さんありがとうございました。



近畿大学農学部学生が農業実習で曽爾村に滞在しました

近畿大学農学部の学生6名が9月3日～8日の6日間曽爾村に滞在し、村内の若手生産者の協力を得ながら農業実習を行いました。同大学は奈良県で唯一農学部があり、村としても連携を進めています。期間中は、トマトやハウレン草などの葉物、米の生産者のもとで収穫作業を体験したほか、台風の復旧作業にも取り組んだり、生産者との意見交換も活発に行うなど、熱心に村農業について理解を深めていました。

実習で滞在した学生のみなさん：吉田直輝さん、榎谷利太さん、宮本岳さん、土井秀朗さん、萬谷文香さん、池本真優さん



農業実習に取り組む近畿大学農学部の学生

☆親子社会見学☆

9月7日(金)に3、4、5歳児がキッズプラザ大阪に行ってきました。

お家の人や友達と一緒に遊んだり、学んだり、お昼ごはんを食べたりと楽しい一日を過ごしました!



☆保育園の子どもたちの様子☆

秋になり、少し肌寒い日もありますが子どもたちは毎日元気いっぱいです。散歩に出かけたり、好きな遊びを楽しんだり、お友だちと楽しく保育園生活を送っています!



「すいか、いただきまーす☆」



「粘土あそび楽しいな!」



「お散歩にいったよ☆」



「変身☆キュアエトワール!」



「おやすみなさい〜」



「給食おいしいな!」



明治国際医療大学
伊藤 和憲教授

今まで身体を調べる方法を紹介してきましたが、これからは身体をケアするときの原則について紹介していきます。

体は車と似ています。

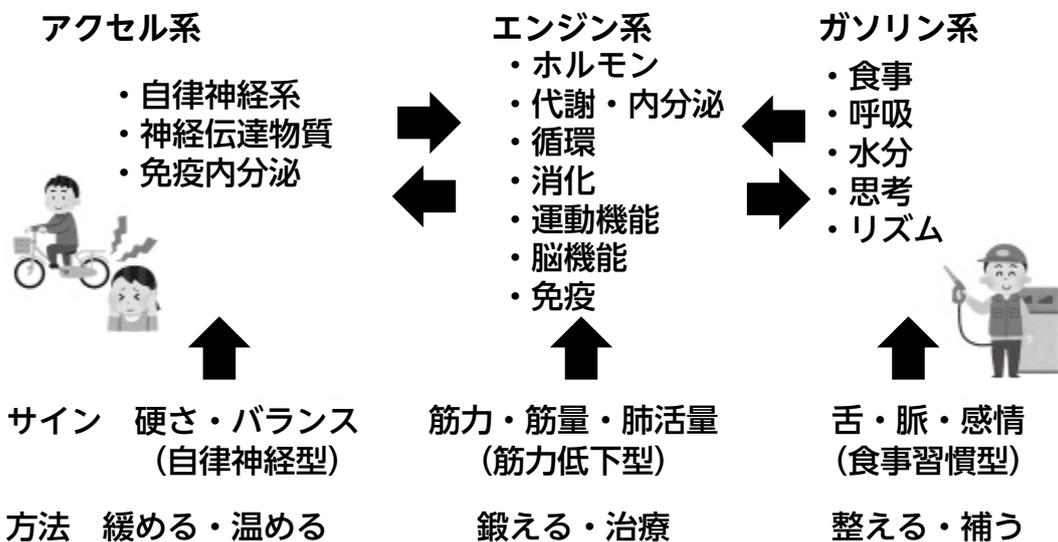
まず、車のエンジンに当たる部分は、力を生み出したり、栄養を吸収する部分となることから、身体でいえば筋力や肺、内臓などにあたります。このエンジンが壊れると故障ですから病気ということになりますし、エンジンが不調になるとパワーも落ちることから様々な問題が生じることとなります。身体のエンジンの状態を知るには、筋力や筋量、肺活量などがバロメーターになります。

次に、エンジンに負担をかける要素としてはアクセルの使い方とガソリンの問題があります。アクセルを踏めばエンジンが高回転になり様々なことを行えますが、高回転にしすぎると負担がかかり、壊れてしまいます。また、ガソリンも沢山必要になることから、燃費も悪くなります。身体も同じように頑張りすぎてアクセルを踏みすぎると、エンジンに負担がかかることから、定期的にブレーキをかけるしかありません。このアクセルとブレーキの役割が自律神経の状態です。身体のアクセルの状態を知るには硬さやバランス力がバロメーターとなります。アクセル（交感神経）を踏みすぎると身体は固くなります。そのことを利用してアクセルの状態を知りましょう。

最後にガソリンの状態も大切です。ガソリンには食事や水分のような直接的なエネルギーと、やる気のような間接的なエネルギーがあります。ガソリンの質が悪いと燃費が悪くなりますし、また同じ速度で運転していると燃費は良いですが、スピードが乱れると燃費が悪くなります。そのためリズムも大切です。身体のガソリンの状態を知るには、舌の色があります。舌の色は血液の色であり、血液に栄養が含まれているかどうかをみることができます。また、感情や生活リズム、脈なども一定速度かどうかを知るためのバロメーターとなります。

このように、今まで紹介してきた身体の検査法で、エンジン、アクセル、ガソリンの状態が調べられるのです。次回はエンジン、アクセル、ガソリンに異常がある時の対処法を紹介していきます。

身体を整えるための原則



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を

行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

には、11月上旬に日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険

料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

お問い合わせ

曾爾村役場
住民生活課国民年金係
☎94-2102

患者等搬送乗務員基礎講習及び定期講習のご案内

患者等搬送事業所に従事する乗務員の方に必要な応急手当に関する知識及び技能の修得を目的とした「患者等搬送乗務員基礎講習」と、その知識及び技能を適正に維持向上することを目的とした「患者等搬送乗務員定期講習」を次の日程で開催します。

【基礎講習】（2日間の受講が必要）

日時 10月27日・28日

9時～17時 2日間

場所 奈良県広域消防組合
天理消防署

天理市富堂町10-3

※はじめて受講される方、または資格期限切れの方

【定期講習】（両日とも定員50名）

①日時 11月1日

13時30分～16時30分

場所 奈良市防災センター

奈良市八条5丁目404

1

②日時 11月2日

9時～12時

場所 奈良県広域消防組合

香芝消防署

香芝市本町1462

※平成28年度以降に基礎講習

又は定期講習を受講された

方が対象。2年以内に1回

以上受講することで資格は

継続されます。

※期限切れに注意してください。

い。

【受付期間】

10月1日～10月17日まで

平日 8時30分～17時

会場の都合上、定員になり次第締め切ります。

【対象者および費用】

①奈良県広域消防組合消防本部の認定を受けている患者

等搬送事業所の従業員

②奈良県広域消防組合消防本部に患者等搬送事業所としての認定申請を予定している方及びその従業員

③受講料無料（テキスト代別）

【申込方法】

・6ヶ月以内に撮影した、脱

帽、正面、上半身の写真

（横2.5cm×縦3cm）を2

枚持参して下さい。

・最寄りの消防署（奈良市、

生駒市を除く）で申し込み

を行ってください。

【お問い合わせ】

奈良県広域消防組合

宇陀消防署

☎0745-8213199

災害による被害者に対する村税等の減免について

以下の事由に該当する方は、申請により村税（災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税）等を減免できます。

○震災、風水害、火災などの災害により被災した納税義務者の村民税、国民健康保険税

事 由	軽減又は免除する割合
災害により死亡した場合	全部
災害により生活保護法の規定による生活扶助を受ける場合	全部
災害により障害者となった場合	10分の9

○災害により被災した所有の住宅又は家財の損害金額による村民税、国民健康保険税（保険金等除く）

合計所得金額	損害程度		軽減又は免除の割合	
	10分の3～10分の5未満	10分の5以上	10分の3～10分の5未満	10分の5以上
～500万円	2分の1	全部	2分の1	全部
～750万円	4分の1	2分の1	4分の1	2分の1
750万円～1000万円以下	8分の1	4分の1	8分の1	4分の1

○冷害、干害等で被災した農作物の減収による場合は、農業所得などの条件を満たした場合に限り、村民税、国民健康保険税のうち所得割の額を軽減または免除します。

○災害により被災した土地が流失、埋没又は崩壊等となった場合及び被災家屋・被災償却資産の固定資産税

	損害の程度	軽減又は免除の割合
土 地	被害面積が当該土地の面積の10分の8～	全部
	被害面積が当該土地の面積の10分の6～10分の8未満	10分の8
	被害面積が当該土地の面積の10分の4～10分の6未満	10分の6
	被害面積が当該土地の面積の10分の2～10分の4未満	10分の4
家 屋 ・ 償 却 資 産	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、又は復旧不能	全部
	主要構造部分が著しく損傷かつ、家屋価格の10分の6以上の価格減	10分の8
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け住居又は、使用目的を著しく損じた場合で、家屋価格の10分の4～10分の6未満の価格減	10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け住居又は使用目的を損じ修理又は取替えが必要で、家屋の価格の10分の2～10分の4未満の価格減	10分の4

※詳細な村税の減免については、曾爾村のホームページ、または曾爾村役場住民生活課（94-2102）にお問い合わせください。

10月15日(月)から21日(日)までの1週間は行政相談週間です

○行政なんでも相談所の開設

「登記・税金・年金など 行政なんでも相談所」を開設し、また、弁護士・司法書士による法律相談も行います。予約不要・秘密厳守です。

日時 10月24日(水) 11時～15時

場所 サンクシティ 1階サンク広場(宇陀市榛原下井足49-1)

相談内容 登記・年金・保険・雇用など国の仕事についての分からないこと、身近な困りごとについて

相談料 無料

お問い合わせ 総務省行政相談センター きくみみ奈良 ☎0742-24-0300

○行政相談委員による行政相談

曾爾村では、毎月11日に行政相談委員による行政相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

てんいち先生



ハロウィンジャンボ

～お買い求めは奈良県内で！～

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が、10月1日(月)から全国で2種類同時発売されます。



この宝くじの収益金は、各都道府県の販売実績に応じて配分額が決定され、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

発売期間：10月1日(月)から10月23日(火)まで

抽せん日：10月30日(火)

支払開始日：11月5日(月)

お問い合わせ：公益財団法人 奈良県市町村振興協会 ☎0744-29-8256

奈良県最低賃金



平成30年
10月4日発効

811円

奈良労働局賃金室 ☎0742-32-0206

自衛官募集案内

種目	資格	受付期間	試験日
自衛官候補生	18歳以上27歳未満の者	随時募集中	受付時にお知らせします。
陸上自衛隊 高等工科学 校生徒	推薦 男子中卒(見込含)で、17歳未満の成績優秀且つ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	11月1日～ 11月30日	31年1月5日～7日 (内1日)
	一般 中卒(見込含) 17歳未満の男子	11月1日～ 31年1月7日	1次：31年1月19日 2次：31年2月1日～4日
賃貸学生(技術)	大学の理学部、工学部の3・4年次又は、大学院(専門職大学院を除く)修士課程在学(正規の修業年限を終る年の4月1日現在で26歳未満(大学院修士課程在学者は28歳未満))	11月1日～ 31年1月7日	31年1月26日

詳しくは自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。 ☎0743-63-2540

ホームページ： <http://www.mod.go.jp/pco/nara>

E-mail： hq1-nara@pco.mod.go.jp

山林などへの廃棄物不法投棄について

村内の人目につかない山林などで、廃棄物の不法投棄が常態化しているところが見られます。不法投棄は、村の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌や地下水、河川が汚染されるなどの深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為ですので、絶対に行わないようにしてください。

村でも不法投棄対策を行っていますが、何より村民の皆様の協力が不可欠です。地域ぐるみで立看板の設置や地域パトロールをするなど、みんなで監視し、お互いに地域を守る取組が最も大切です。

○廃棄物の不法投棄は重大な犯罪です！

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）に基づき、5年以下の懲役若しくは1,000万以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が課せられます。

また、自分の所有（管理）地に廃棄物を投棄しても、同様の罰則が科せられます。

○土地の所有者（管理者）には責任があります！

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄をされた時に、捨てた者が不明な場合は、その廃棄物は自らの責任で処理しなければなりません。

不法投棄されないためにも日頃からきれいに保ち、注意して管理してください。

○不法投棄している現場や不法投棄している者を発見したら！

不法投棄の疑いのある現場を見かけ、少しでも不審に思った時には通報してください。また、不法投棄している者を発見した場合は、むやみに話しかけたりせず、「日時」や「場所」、「投棄物の種類」、「投棄者の特徴」、「車両ナンバー」など、わかる範囲で記録していただき、通報してください。不法投棄された廃棄物はそのままにしておいてください。

不法投棄は絶対に許さない！という気持ちで、村民の皆様が監視の目を持ち、マナーあるきれいな村づくりにご協力ください。

ご連絡先 曾爾村役場住民生活課 ☎94-2102

桜井警察署 ☎0744-46-0110

曾爾駐在所 ☎94-2304



インフルエンザ予防接種

接種を希望される方は、お早めに医療機関へお申し込み下さい。

助成対象期間 10月1日～12月末日

助成内容 65歳以上の高齢者：自己負担1,500円で受けられます。

中学生以下の小児：1回につき1,000円補助があります。

申請方法

65歳以上の方

宇陀地区内の医療機関・・・直接医療機関で1,500円を支払って下さい。

奈良県内（宇陀地区外）の医療機関・・・接種前に保健福祉課へ1,500円をお支払い下さい。医療機関でお支払いはありません。

奈良県外の医療機関・・・医療機関で全額支払った後、領収書・接種済み証、印鑑を持って保健福祉課で助成の申請をして下さい。

中学生以下の方

医療機関で全額支払った後、領収書・接種済み証、印鑑を持って保健福祉課で助成の申請をして下さい。

※60～64歳で心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又は人免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人は自己負担1,500円の対象です。



木造住宅の無料耐震診断のご案内

災害に強い安全・安心な村づくりの一環として住宅の耐震化を促進するため、『木造住宅耐震診断事業』を実施しています。

『耐震診断』は、耐震化を促進するための第一歩となります。村では無料で実施し、耐震化の促進を図っていきますので、この機会に是非ご検討下さい。

事業概要 村から奈良県に登録された耐震診断員を派遣し無料で耐震診断を実施します。

対象住宅 ※以下の要件を全て満たすこと

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、居住している木造住宅
- ②延べ床面積概ね250㎡

以下のもの

- ③階数が2以下のもの（地階は除く。）

事業内容 建築図面および間取り確認等の現地調査。

費用 無料

募集戸数 先着4戸（11月30日まで）

お問い合わせ 曾爾村役場
総務課 ☎94-2101
内線223

10月1日から7日までは「公証週間」です

大切な契約や遺言は公証役場で、遺言と任意後見で老後の安心設計を!!

遺言を残したり、土地・建物や金銭の貸借、離婚に伴う養育費、慰謝料などについて契約書を作成しても、後になって、その文書の内容が不明確である、要件を欠いている等により紛争になることが

少なくありません。そのような場合には、これらの書類を公正証書にしておくことで安心です。特に、金銭の貸借や養育費の支払い等では公正証書にすれば裁判をせずに直ちに強制執行手続に移行できるという強力な効力もあります。

また、最近では老後を安心して過ごせるように遺言や任意後見契約の公正証書を作成する人が増えています。これらの公正証書は、法務大臣によって任命された公証人が作成するもので、公文書として強い証拠力、執行力が認められており、秘密も厳守され、更に原本は公証役場で保存しますので、紛失・偽造の心配もありません。

公正証書作成に関してのご相談は無料ですので、ご希望の方はいつでもお気軽に次の公証役場にご連絡ください。

相談日時 祝日を除く月曜日

から金曜日 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く）

お問い合わせ 高田公証役場

〒635-0095

大和高田市大中98

おがわビル2階

（大和高田市役所東隣）

☎0745-22-7166

FAX 0745-22-1254

職場のお悩み、ご相談ください！休日・夜間労働相談会の開催！

日時・場所

相談会① 10月7日（日）

13時30分～16時

奈良県橿原文化会館（橿原市北八木町3-65-5）

相談会② 10月28日（日）

13時30分～16時

王寺町地域交流センター（北葛城郡王寺町久度2-2-1-501 リーベル王寺東館5階）

相談会③ 10月11日（木）

18時30分～20時30分

奈良商工会議所（奈良市登大路町36-2）

概要 弁護士、大学教授などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3名の労働委員会委員が相談員となり、労働条件その他労働関係に関する相談（募集採用などの相談は対象外）をお受けします。相談時間は一人30分程度です。

費用 無料

対象 ①県内に在住または在勤の労働者 ②県内に事業所のある事業主

お申し込み・お問い合わせ

全会場とも予約が必要ですので、お問い合わせください。

奈良県労働委員会事務局

☎0742-20-4431

アサギマダラ歓迎祭り

10月8日(祝月)14日(日)に「アサギマダラ歓迎祭り」が開催されます。曾爾街道風景づくり隊の皆さんがフジバカマという植物を植え、渡り蝶であるアサギマダラを曾爾村に飛来させようと始まったイベントです。昨年はたくさんのアサギマダラが曾爾村を訪れてくれました。今年もたくさんのアサギマダラが飛んできてくれることを願い、祭りを開催します。多くの方のご来場をお待ちしております。

主催 曾爾街道風景づくり隊

お問い合わせ 曾爾村観光協会 ☎0745-94-2106



空き家を活用した芸術祭「はならあと」が今年も開催！

空き家や古民家を活用した芸術祭「はならあと」が曾爾村で開催されます。今年は「音」をキーワードに、今井の2会場「松田家古民家」「旧音楽教室」のほか、別会場として山粕の「山本邸」と塩井の「Urushi Base Soni NENRIN」で作品展示やイベントが開催されます。



松田家古民家

展示期間 10月11日(木)～15日(月)

10時～16時(入場無料)

展示場所 曾爾村今井(松田家古民家、旧音楽教室)

曾爾村山粕(山本邸/山粕郵便局向かい)

曾爾村塩井(漆復興拠点施設ねんりん舎/NENRIN)

<今井会場イベントスケジュール>

10月13日(土)

13時半～「コウノトリ」音楽ライブ(入場無料、投げ銭制) 場所:旧音楽教室

17時～「邂逅」サウンドパフォーマンス(入場無料) 場所:旧音楽教室

10月14日(日)

11時～「曾爾シネマ」映画上映(入場料1,000円+お気持ち分、中学生以下無料)

場所:松田家古民家

13時半～「邂逅」サウンドパフォーマンス(入場無料) 場所:旧音楽教室

18時半～「曾爾シネマ」映画上映(入場料1,000円+お気持ち分、中学生以下無料)

場所:松田家古民家

<山粕山本邸(山粕郵便局向かい)イベントスケジュール>

10月11日(木)、14日(日)、15日(月)

11時～15時 茶会「一寸一服」(抹茶・菓子付き 500円)

<塩井NENRINイベントスケジュール>

10月13日(土)、14日(日)

10時～16時受付

・酸素バーナーによるガラスアクセサリ作り(2,800円)

・ガラスはんこ体験(1,800円)

上記以外の時間も、期間中は自由に展示作品をご覧ください。お気軽にご参加ください。



旧音楽教室

お問い合わせ 地域おこし協力隊・並木 ☎090-5687-7003

そこのわマルシェ(FOOD HUB SONIC 2018)が初開催されます!

曾爾村を訪れる人のほとんどが、曾爾高原のススキやお亀の湯など観光スポットを訪ねそのまま帰ってしまうのが現状です。そこで曾爾村農林業公社は10月20日(土)に、曾爾村の農林産物などの地域素材を使った料理や農業・ものづくり体験が楽しめる参加型イベント「そこのわマルシェ」(FOOD HUB SONIC 2018)を今井地区(民宿2・7グラウンド周辺)で開催します。より多くの方が、曾爾村の地の素材を「食べて」「買って」「体験して」、地域の食材と人の魅力に触れ、その関係性(=ワ)を築くことで、再び曾爾村へ訪れてもらうきっかけになる場づくりを目指します。



日時 10月20日(土) 10時~16時(予定)

場所 今井横輪地区大和当帰圃場周辺及び「民宿2.7」グラウンド

イベント内容

《食のエリア=FOOD AREA》@2.7グラウンド(予定)

- シェフズダイニング…奈良市内のシェフが出演。「曾爾高原とまと」「曾爾高原ほうれん草」、「薬物野菜」、「曾爾米」などをテーマ食材として料理を提供してもらう。
- ローカルキッチン&マルシェ…村内の地元飲食店や若手生産者、地域イノベーションの加工業者など、村内事業者が登場するブース。曾爾村の地域の方が実際に店頭に立ち、対面販売することで、実際につくる人(村内の人)と食べる人(村外の人)がつながることを大事にする。

《農のエリア=FARM AREA》@大和当帰圃場周辺(予定)

- そこのわファーム体験…若手生産者が中心となり、来場者と一緒に収穫を体験。また、木製モバイルキッチン・薪ストーブを使い、その場で食材を料理して味わえるブースを演出。地元の人と交流しながら、関係を深める場をつくる。

※第3回曾爾村美人プログラム同時開催

【ワークショップを開きました】

そこのわマルシェ開催を前に、若手農家と村内飲食店主らを対象にしたワークショップが8月22日に開かれ、普段なかなか話をする事が出来ない農家と飲食店主が交流しながらイベントに向けたアイデアを出し合いました。



お問い合わせ 曾爾村農林業公社 ☎94-2116

カタコト英語とジェスチャーで話せるおもてなしワークショップ開催のお知らせ

東奈良名張ツーリズムマーケティング主催による接客関係事業者向けの英会話ワークショップが開催されます。奮ってお申し込み下さい。

日時 第1回 11月10日(土) 第2回 11月17日(土)

※回により内容が違いますので両回参加をおすすめします

場所 曾爾村大字塩井「ねんりん舎」

時間 いずれの回も18時~20時(受付17時30分~)

参加費 無料

受付期間 10月15日(月)~11月7日(水) (定員に達し次第締切)

募集定員 各回先着20名(1事業所からの申込は3名まで)

申込方法 東奈良名張ツーリズムマーケティングホームページの入力フォームから
<https://enntourism.com/ja/おもてなし>

お問い合わせ 東奈良名張ツーリズムマーケティング ☎0595-41-1057

人口1,474人
(-1)
男 684人
(±0)
女 790人
(-1)
世帯数695世帯
(+1)
(平成30年9月1日現在)

大字別の人口・世帯数

大字	人口	世帯
山粕	185 (-1)	96 (-1)
掛	108 (+1)	56 (+1)
長野	176 (±0)	82 (±0)
小長尾	119 (-1)	52 (±0)
今井	195 (+1)	89 (±0)
塩井	103 (±0)	50 (±0)
葛	122 (-2)	52 (-1)
太良路	115 (±0)	56 (±0)
伊賀見	351 (+1)	162 (+2)

(平成30年9月1日現在)

高齢者クラブ活動
(全て13:30~)

カラオケ 第1・第3回
大正琴 第1・第3回
民謡 月1回
手芸 月1回
陶芸 第4回
民踊 第2・第4回
大正琴
アミーゴ 月2回
(10:00~)
せせらぎ 月2回
(13:00~)

●発行 曾爾村役場
●編集 総務課
〒633-1212
奈良県宇陀郡曾爾村
大字今井495-1
☎ 0745-94-2101
FAX 94-2066
●印刷 伊和印刷
●広報曾爾題字
故 清水公照
(第207世、第208世
東大寺別当)

ほけん事業予定表 (10月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
宇陀郡一日こども相談	10月11日(木)	10:30~16:00	18歳未満の子ども、保護者	○場所：老人福祉センター ○内容：奈良県中央こども家庭相談センター職員による療育手帳判定に関する相談 ※申込みが必要です。
食生活改善推進委員会	10月17日(水)	10:00~12:00	食生活改善推進員	○場所：老人福祉センター ○内容：調理実習「低栄養予防のための食事」
食生活改善推進員養成講座 保健推進委員会	10月17日(水)	13:30~15:00	食生活改善推進員養成講座受講生 保健推進員	○場所：老人福祉センター ○内容：講義「生活習慣病と予防について」 講師：診療所 庄司康人先生
乳幼児健診	10月24日(水)	13:30~	3ヵ月~4歳未満	○場所：老人福祉センター ○内容：診察、身体計測、栄養指導、育児相談、発達相談など ○スタッフ：医大小児科医師、看護師、栄養士、保育士、心理士、保健師

図書室だより

開館日 月~金曜日(祝祭日は休館)…8時30分~17時00分、土曜日…13時~17時(土曜日の開室は日直対応となります。)

☆平日、図書室に職員がいませんので、教育委員会事務局までお越しください。

○おはなし会 日時 10月18日(木)
10時~11時
場所 曾爾保育園遊戯室

謹んでお悔やみ申し上げます

8月31日 大字葛 萩原 隆夫 さん(79歳)
9月10日 大字塩井 吉田ヨシエ さん(85歳)
9月10日 大字伊賀見 梶田 弘 さん(74歳)
9月15日 大字伊賀見 政木 英子 さん(82歳)

善意銀行

萩原 孝一さんより
亡父 隆夫さんの生前のご厚情に対し金一封
梶田 千恵子さんより
亡夫 弘さんの生前のご厚情に対し金一封
吉田 浩さんより
亡母 ヨシエさんの生前のご厚情に対し金一封
尊い善意をお寄せ下さいまして、誠にありがとうございました。

郷土芸能発表会

奈良県無形民俗文化財「曾爾の獅子舞」

とき 10月7日(日)

ところ 門僕神社境内
(雨天時：ふれあいホール)

郷土芸能披露

子どもみこし・獅子舞

とき 10月8日(月：体育の日)

ところ 春日神社、大字山粕一円

※いずれも駐車場が限られていますので乗り合わせの上多数ご参観下さい。

ヤッキリ焼きの実施について

作業名 曾爾高原ヤッキリ焼き

作業内容 山焼きの為の防火帯の刈り草焼き作業

日時 10月28日(日) 8:00集合

予備日 11月3日、11月4日 雨天順延(順延の場合は防災無線にて連絡致します)

集合場所 ファームガーデン駐車場

持ち物 鎌、火消し棒、地下足袋、お弁当、お茶、タオル、マスク、ゴーグルなど

※多くの皆様のご参加をお願いします。

お問い合わせ 曾爾高原守る会事務局

☎0745-94-2116